



脚立使用ルール周知会資料

Ver.2 161006

○該当品：すべての脚立（短尺・長尺含む）

○長尺脚立（7尺以上）特有のルール：

- ①二人一組作業
（下部に転倒防止の為に支持人員を配置）
（下部支持人員についても許可証シール必要）
- ②「長尺脚立使用許可証」を掲示する
- ③2m以上で作業時は必ず安全帯を使用する

○ルール違反時のペナルティ

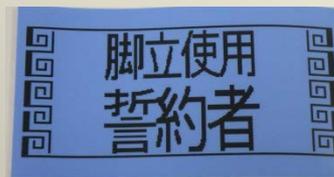
- ①違反者の所属会社連帯責任での便所掃除
（1回違反で1時間清掃）
 - ②朝礼で、所属会社・名前・今後の決意を
発表する（違反者とその責任者）
- ※ルール違反者の報告は写真をもって行う

○許可証の発行

周知会資料によるルールを理解したうえで、誓約書に直筆サインし、元請(竹中・佐電工・三機須賀JV・三晃空調)まで提出する。
誓約書と交換で許可証シールを発行する。
シールをヘルメットに貼付けた作業員のみが脚立作業できるものとする

○脚立使用時ルール：

- ①足元が不安定な場所では使用しない
- ②脚立足場としては使用しない
- ③天板作業は厳禁！（現調は除外する）
- ④作業終了後は折りたたみ集積する
- ⑤極力安全帯を使用する
- ⑥仕上完了範囲での作業時は必ず養生する
- ⑦扉前での作業は、扉反対面に表示を行う
- ⑧毎日使用前に点検を行う
- ⑨手に工具・材料等を持っての昇降はしない
※4尺以下に関しては除外する
- ⑩認定基準に法った脚立を使用する



許可証シール

長尺脚立使用申請書	
① 脚立と水平面の角度は75°以内	
② 脚立板の中央部を踏む	
③ 脚立上の金属等の点検	
④ 天板上での作業禁止	
⑤ 天板作業時の禁止	
⑥ 安全帯の着用	
⑦ 長尺脚立使用許可証の貼付	<small>天板作業は禁止して 足元の作業は必ず 行われること。</small>
※ 申請者	
※ 所属会社	
※ 申請日	年 月 日
※ 有効期限	年 月 日 ~ 年 月 日
※ 申請場所	※ 申請書第一聯は必ず提出してください。

長尺脚立使用許可証(例)